

身体拘束適正化委員会 について

社会福祉法人ともいき会
水見 哲也

身体拘束の問題点と委員会の推進

全ての人には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利がある

※権利侵害の根本的な問題は、障害当事者が自己決定権を奪われているということ

- ①どんな理由があり、やむを得ないとしても権利侵害にあたる行為
- ②身体拘束は身体的虐待。当事者に身体的・精神的弊害をもたらす
- ③当事者以外の家族や介護職員にも精神的苦痛となる
- ④適切な判断のもと、緊急やむを得ない場合を除き、選択する手段ではない

身体拘束の廃止は、当事者の尊厳を回復し支援の質を向上させる虐待防止において欠くことのできない取り組み

身体拘束の解釈について

身体拘束は、刑法上の犯罪に該当し得る行為です。

例えば、手足を縛る行為は「逮捕罪」
部屋から出られないように外から鍵をかける行為は「監禁罪」
に該当し得ます（刑法220条）。

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。

厚生労働省が取りまとめた『身体拘束ゼロへの手引き』等では、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の第四十条の規定を反対に解釈することによって「緊急やむを得ない場合」という例外要件があるときは、極めて限定的に考えつつも、身体拘束が可能になるという解釈が採られています。

身体拘束と法的責任について

2001.12.7 弁護士 高村浩氏の資料より抜粋

- ①身体拘束が「違法」と評価されたり「許容」されるかは、「緊急やむをえない場合」か否かによって判断される。
「緊急やむをえない場合」以外に身体拘束をした場合は、指定の取り消しもありうる。
- ②「緊急やむをえない場合」と認められた場合に、身体拘束は、正当防衛または正当業務行為として違法性を阻却されることになる。と解される。
しかし、極端な場合は刑事事件に問われることもありうる。

身体拘束のリスク

今までも身体拘束や行動制限から起こった事故も多数ある。

過去にも、石川県や神奈川県精神科病院や東京都のGHで身体拘束が原因による死亡事故など、思い起こすだけでも多くの事件が検索すれば出てくる。

また、やむを得ない場合の身体拘束であっても、それが長期に及んだり慢性化することで、介入により抑えられた代わりに、二次的な身体的障害（エコノミークラス症候群や拘束具による死亡事故など）等、生命に危険が及ぶ場合もある。

できる限り早期に身体拘束以外の方法に切り替えるように努める必要がある。

3つの身体拘束（スリーロック）

①フィジカルロック（体への直接的な拘束・物理的拘束）

ひもやベルト・柵などで身体の動き・行動を制限すること。
問題視される身体拘束の多くが、これに当てはまる。

②ドラッグロック（薬による拘束）

薬物の過剰投与、不適切な投与で行動を抑制したり、夜間の徘徊などを眠剤や安定剤等の薬でコントロールすること。

薬効が残り転倒・活動性が低下することもある。

③スピーチロック（言葉による拘束）

「ちょっと待ってて」「～しちゃダメ」「あぶないから座ってて」
「悪い事したら〇〇禁止！」といった制止・叱責の言葉も含む。

目に見えない分、無自覚のまま行われることがある。

身体拘束等の適正化の体制整備

- ・やむを得ないの判断(以下の全ての要件を満たすことが必要)

①切迫性：利用者の生命、身体、権利が危険にさらされる危険性が切迫し、著しく高い

②非代替性：身体拘束・行動制限を行う以外に「代替方法」が無い

③一時性：身体拘束・行動制限が「一時的」であること

*更に、やむを得ず身体拘束等を行う場合は以下の記録が必須

様態及び時間 心身の状況 緊急やむを得ない理由 他必要事項等

やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

①組織による決定と個別支援計画への記載

- ・ 個別支援会議等で慎重に検討・決定する。
- ・ 管理者、サービス管理責任者、相談員など支援方針について権限を持つ職員の出席も大切。
- ・ 個別支援計画には、身体拘束の様態及び時間、やむを得ない理由を記載する。
- ・ 支援会議では、身体拘束の要因を徹底的に分析し、身体拘束解消に向けた支援・時期等を統一した方針の下で決定し、利用者ニーズに応じた個別支援を検討する。

やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

②本人・家族への十分な説明

手続きの中で、これまでの取り組みと今後の取り組みについて利用者・家族等に十分説明し、承認を得る

③必要な事項への記録

身体拘束を行った場合には、様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など、必要な事項を記録

④虐待防止センターや行政に相談・報告

・組織・個人で抱え込まず、地域で共有していくことも有意義

3要件に該当しなくなったらすぐに解除を

- ・ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合であっても「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察し再検討し経過を追っていくことが必要。
- ・ その際は、**漫然と行われていないか？**・ **本当に必要なのか？**
適応から外れていないか？もしくは**外せないか？**を確認。
- ・ 検討の結果、3要件に該当しなくなったら、一時的に解除し状態を観察する等の対応をとることが重要。
- ・ 3要件を維持することが目的ではなく、**拘束を解除するため**
の道筋づくりが大切。

身体拘束の何を適正化するのか？

身体拘束適正化の義務内容

- ①身体拘束等について必要な記録の作成・管理
- ②身体拘束等の適正化委員会の設置
 - ・年1回以上の委員会の開催
 - ・検討結果を職員へ周知徹底
- ③身体拘束等の適正化のための指針整備
- ④職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修実施
(年1回以上)

身体拘束の何を適正化するのか？

身体拘束適正化委員会の役割

- ・ 委員構成に職員に加えて第三者や専門家（医師等）等の活用も検討
- ・ 労働環境等の確認及び改善
- ・ マニュアルやチェックリストの作成・実施
- ・ 身体拘束等の必要性の検討
- ・ 身体拘束発生後の検証・再発防止策の検討 等

身体拘束廃止未実施減算の見直し

現 行

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を
所定単位から減算する。

見直し後

（施設・居住系サービス）

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を
減算する。

（訪問・通所系サービス）

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を
減算する。

身体拘束等適正化委員会に求められること

- ①身体拘束・行動制限をする理由を考える組織ではなく、誰のためか・何のためかを考える組織
- ②事業所目線だけでなく、第三者目線をもつ組織
- ③身体拘束は権利侵害であるという事実を組織で共有し、支援の質の向上を図るための取り組みを実施
- ④「しない」という選択肢も考える
多角的な専門性をもって、支援内容を検討する組織